

1-3 関連計画の現状と整備基本計画の位置づけ（上位計画等との関連）

（1）上位計画との関連

■ 新宮町第4次総合計画

- 本計画では、「つなげよう次世代へ環境共生と生涯学習のまちづくり」を基本理念に、「安心して暮らせる社会づくり」や「自立し支えあう社会づくり」の実現を目指しています。主要な施策目標は次のとおりです。

- ◇バリアフリーの施設づくり
- ◇地域福祉の充実
- ◇高齢者福祉の充実
- ◇心身障がい者（児）福祉の充実
- ◇防災対策の充実
- ◇交通安全の充実

（2）関連計画

■ 新宮町老人保健福祉計画（平成18年～平成20年）

- 老人福祉法（第20条の8）及び老人保健法（第46条の18）に基づく、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本とした、高齢者のための施策に関する基本計画で平成18年に見直しを行いました。

■ 新宮町障がい者（児）福祉計画（平成18年～平成22年）

- 障害者基本法（第9条第3項）に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた基本計画で、平成18年に見直しを行いました。

■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

- 平成18年12月20日施行
- ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、より総合的、一体的な法律とすることで、高齢者、障がい者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るものです。

■ 生活福祉空間ガイドライン（平成8年策定）

- ノーマライゼーションの理念を実現することを目標として、建設省（現国土交通省）が策定した住宅・社会資本に関する制度、技術基準です。

■ 福岡県福祉のまちづくり条例（平成10年4月施行）

- バリアフリーの基本理念に基づき、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた人などをはじめすべての県民が日常生活、社会活動をしていく上でのバリアとなるものを取り除き、社会、文化、経済などのあらゆる分野の活動に自らの意志で参加できる、いきいきとした地域社会を築くことを目的に条例化したものです。

（3）整備基本計画の位置づけ

このような現況や問題、上位計画等の関連を踏まえつつ、整備基本計画の上位計画等との整合を図り、整備の実現化を図っていくため、整備基本計画を次のように位置づけます。

■ 新宮町における整備基本計画の位置づけ

